

# SSKS 療育ねっとわーく川崎

2009年4月20日発行  
No.115 (2800部)  
NPO法人  
療育ねっとわーく川崎  
発行者 江川 文誠  
編集者 谷 みどり

## こんなとき どうするの

(答え) 2010年西部療育センターから民営化に

今まで、川崎市の地域療育センターは、すべて公立で運営されてきました。来年度の西部地域療育センター(宮前区向ヶ丘診療所跡地)の開設を皮切りに、2011年には中部地域療育センターも民営化される予定です。西部地域療育センターを運営するのは、社会福祉法人・新生会。川崎市に初めてできた発達相談支援センターと同じ法人です。今までの地域療育センターにはなかった発達障害系の医師が常駐することになっています。

川崎市以外の市町村では、地域療育センターの運営を民間の社会福祉法人に委託しているところも多く、民営だからといって、公立と比べて必ずしも対応が悪くなるわけではありません。サポートセンターは、昨年度から市民

子ども福祉課の方に聞きました。

(質問) 地域療育センターが民営化されると聞きました。子どもに障害があるとかわかってから、何度も親子でカウンセリングを受け、悩みの相談をしてきました。民営化されても、今までとおり、相談のことももらえるのでしょうか。

子ども局・子ども支援部子ども福祉課管轄になりました。

川崎市では、障害児に関係する地域療育センターへの相談件数が増え、今までの3療育センターでは、受け入れが厳しくなっています。診断から、早期療育を受けるまでに長く待たされたり、通園日数も限られています(年長児でも週3回)。

早期に診断を行うための常勤医師の配置や、母子分離を含めた通園日数を保障するためには、施設規模を大きくし、職員配置を増やさねばなりません。民営化することで、施設の充実を図れるのではないかと考えています。

中部地域療育センターは、2011年に、しいのき学園・中部地域療育センターと一体となって再

編整備され、社会福祉法人が運営することになりました。当面は、井田のグラウンドに仮園舎が建てられます。こちらは、「指定管理者制度」で、建物は川崎市、運営は民間となります。現在の地域療育センターは、通園施設としては契約制度による個別給付(介護給付)の対象となりますが、通園以外の事業は、市からの委託費として、今まで通り予算がつけられます。公的な責任は今後児童相談所が担うなど、公と民間と調整を取りながら、よい方向に進められるように、と考えています。

\*障害のある子どもたちと家族にとって、療育センターは最も頼りになる存在ですね。通園に通っている間だけでなく、診断がつく前から就学後成人するまで、いつでも相談に行ける場所として、一層の充実が望まれます。民営化の動きに対して、行政任せにせず、当事者や関係者が関心を持つていくことが、いま一番重要だと思えます。

## 今月号の目次

- 1 こんなときどうするの.....1
- 2 お知らせとニュース.....2
- 3 明日香のたまご.....3
- 4 サポートセンター・ランドから.....4
- 5 サポートセンター・ランド2009.....5
- 6 事務局便り.....6
- 7 日弁連、権利条約についての声明.....7
- 8 みんなの伝言板.....8

# みんなの伝言板

# 4月のカレンダー



ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ  
☆編集メンバー 谷、山崎健、杉田、遠藤

## はいきんぐくらぶずんずん

5月3日、10日、17日、24日(日曜日)  
○稲城公園~多摩川沿い  
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中!  
代表: 桑原由起子  
副代表 渡辺百合子・三浦レイ子  
お問合せは Rond・福田まで

## かりん燈特別企画(LLCてくてく協賛) 介助者の生き方・働き方を考える集い in 東京

トークセッション「介助者たちは、どう生きていくのか?」  
出演 杉田 俊介 (ケア労働者、批評家『フリーターにとって自由とは何か』他)  
瀬山 紀子 (介助者、研究者 障害学・ジェンダー論など)  
寺本 晃久 (ヘルパー、ピープルファースト支援者、『良い支援?』共著者)  
べべ長谷川 (介助者、『だめ連宣言』)  
渡邊 琢 (かりん燈~万人の所得保障を目指す介助者の会)  
日時: 2009年5月23日(土) 18:30~21:30  
場所: なかのZERO (西館 学習室A, B)  
(JR、東京メトロ東西線「中野」南口より徒歩8分)  
地図 <http://www.nices.jp/access/zero.html>  
参加費: 300円  
問い合わせ  
・かりん燈 mail: karintoukaijo@yahoo.co.jp  
・LLCてくてく mail: tekutekudesu@nifty.com

## 豊かな地域療育を考える連絡会

4月30日(木)  
9時30分~12時まで  
場所 川崎市母子保健センター

問い合わせ先 サポートセンター・ランド



## マイライフ・カワサキ

☆5月19日(火) バスハイクにいけます  
(ボランティア募集)

☆マイライフ・カワサキには、れいんぼう川崎に入所している人も参加します。食事やトイレの介助をしてくださる方を探しています。  
代表 八嶋絹代・加山静枝  
お問合せは Rond・和田まで

## 第31回子どもの難病シンポジウム

こんな病院いいな100

日時 4月29日(祝) 14:00~18:00  
会場 国立オリンピック記念青少年総合センター  
参加費 無料(希望者のみ資料代500円)  
主催 NPO難病の子ども支援全国ネットワーク

---プログラム---

14:00 開会の挨拶  
山城雄一郎(NPO難病の子ども支援全国ネットワーク会長)  
14:10 基調講演「日本で理想的な子ども病院を作るには?」  
堺 武男(前宮城県立子ども病院副院長)  
14:40 シンポジウム「こんな病院いいな100」  
木原 久(日本二分脊椎症協会会長)  
蔭山真知子(CdLS Japan代表)  
東海林朝子(ネットワーク電話相談室)  
辻 吉隆(厚生労働省大臣官房会計課施設整備室長)  
15:40~15:50 休憩  
宮城雅也(沖縄県立南部医療センター小児医療センター新生児科部長)  
古旗美恵子(神奈川県立子ども医療センター看護局長)  
高杉 豊(地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長)  
遠矢雅史(財団法人日本医療機能評価機構評価事業部副部長)  
16:50~17:50 討論  
座長 田中慶司(NPO難病の子ども支援全国ネットワーク顧問)  
18:00 閉会  
総合司会 竹内公一(NPO難病の子ども支援全国ネットワーク理事)  
※敬称略。プログラムに変更のあったときはご容赦ください。

## 会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター・ランド  
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: info@rond.jp <http://www.rond.jp/>  
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎  
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2000円 賛助会費 一口 1000円

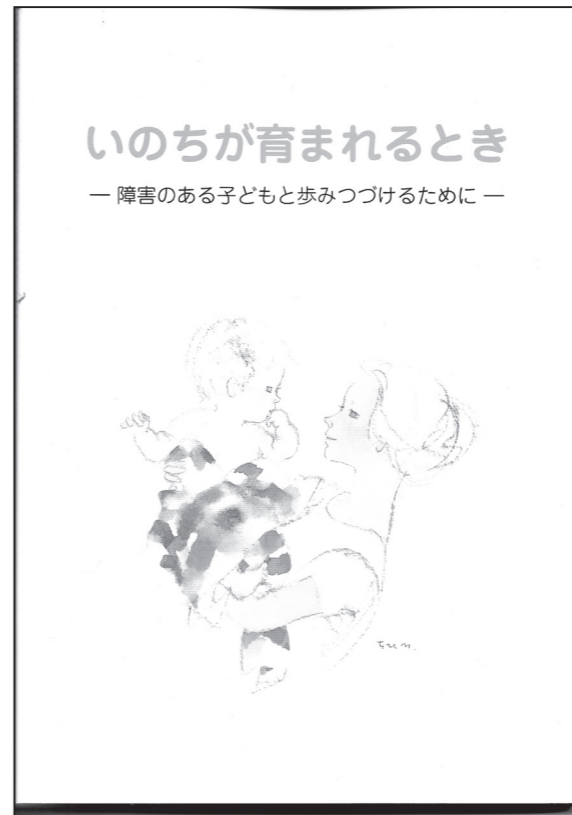
# お知らせとニュース

## ◆『いのちが育まれるとき』 ―障害を持つ子どもと歩み続ける けるために―の無料配布

『いのちが育まれるとき』―障害  
を持つ子どもと歩み続けるために―  
(編集責任・江川文誠)は、障害児  
を育てる家族の悩みや不安を和らげ  
ること、障害児療育等に携わる支援

者の家族支援の一助とすることを目  
的に作成されたものです。主に神奈  
川県で障害児のケアを担う人々がわ  
かりやすく執筆した冊子です。

無料で配布しています。入手でき  
るのは、(1)神奈川県在住の障害  
児者とその家族、もしくは(2)神  
奈川県内の障害児者に対して医療・  
福祉・教育に関するサービス等を提



A5判・274頁の本です

供している事業所・団体等です。  
「神奈川県福祉サービス振興会」の  
HP (<http://www.kanafukujp/special/content/view/74/2/>) から、申し  
込むことができます。

また以下のサイトで、『いのちが  
育まれるとき』の全文が読めます。  
<http://ife.030.to/daren072.html>

## ◆障害者自立支援法の改正案 国会審議日程まだ決まらず

前号の療ねニュースで、障害者自  
立支援法の与党改正案をご紹介しま  
した。

その後、3月31日に障害者自立支  
援法の改正案が国会へ提出され、現  
在、審議を控えています。しかし、  
政局が不安定なこともあり、14日現  
在、審議の日程はまだ決まっていま  
せん。国会では、優先順位の高い法  
案から順次審議されますが、自立  
支援法改正案は国会提出が遅れたた  
め、年金関係の法案審議にメドが立  
たないと、着手は難しい見込み。4  
月中に審議開始されるかも「わか  
らない」(与党筋)そうです(『週刊  
福祉新聞』二〇〇九年四月二〇日)。

改正案の要綱は、同新聞の五面に掲  
載されています。

他方、民主党も、「障がい者制度  
改革推進法案」を4月14日、参議  
院に提出 (<http://www.dpj.or.jp/news/files/090414youko.pdf>)。民  
主党案では、現行の障害者施策推進  
本部を改めて「障がい者制度改革推  
進本部」とし、今後の障害者政策を  
企画・立案していく、という方針で  
す。この法案は、直接は自立支援法  
とは関係しないものの、推進本部を  
中心とし、今後の法案改正について  
も当事者の意見が反映されるような  
仕組みをつくっていく、とのことで  
す。

今年度は国連の「障害者の権利条  
約」の批准、障害者基本法の5年後  
の見直し、障害者自立支援法の3年  
後の見直し、などを控えた大切な年。  
見守っていききたいですね。



## 日弁連、障害者の権利条約と 国内法整備について声明

日本弁護士連合会(日弁連)は、3月13日、「障がいのある人の権利条約の批准と国内法整備に関する会長声明」を発表。政府は、権利条約の批准の承認を、今国会中に求めると見られる。権利条約は、障害者への合理的配慮を行わないこと自体を「差別」と明記、さらに国内の立法上の措置、条約実現の促進、モニタリング機関の設置などを求めている。しかし日本には、これらの国内的な人権システムがまだ存在しない。日弁連は、権利条約の批准と共に、それを中身の無いものにとどめないために、実体のある国内の差別禁止法の制定、独立した国内モニタリング機関の設置などを訴えている。

### 障がいのある人の権利条約の批准と国内法整備に関する会長声明

政府は、障害のある人の権利条約(以下「権利条約」という。)の批准に対する承認を今国会中にも求める方針である。権利条約は、障がいを理由とする差別の禁止などを通じて障がいのある人  
に人権が等しく保障されるべきことを規定する画期的なものであり、当連合会は、その批准を強く  
求めるとともに、条約が規定する水準にふさわしい国内法の整備を求めるものである。

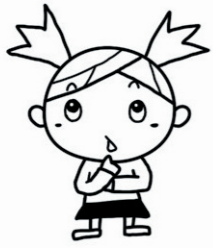
ところで、権利条約は、障がいのある人に対する合理的な配慮を行わないこと自体が差別にあた  
ると明記したうえで、生活のさまざまな場面で差別を排除するための立法上の措置を行うこと、条  
約実施の促進、保護、監視にあたる国内モニタリング機関を設置することなどを求めているが、こ  
れらの人権保障システムは未だ日本には存在しない。

政府は、今般の条約批准の承認と併せて、障害者基本法の中に、合理的配慮の否定を含むいくつ  
かの差別の定義規定を設け、障害者基本法24条に定める中央障害者施策推進協議会に国内モニタ  
リング機関の機能を持たせる改正を行おうとしている。しかし、障害者基本法は、元来国や自治体  
などの施策のあり方を定めるものであって、改正によっても、障がいのある人に対して、具体的  
な権利を認めるものとなっていない。また、中央障害者施策推進協議会は、恒常的な組織体制を持  
たないばかりか、人事及び予算の面からの独立性が担保されておらず、救済の権能も有してい  
ないなど、人権救済機関としての実態を有するものとはなっていない。

国内法の整備がされないまま権利条約が批准されると、権利条約が求めている人権保障システム  
の確立が先送りされる結果だけをもたらさないかが強く懸念される。

当連合会は、権利条約の批准と併せて当連合会がかねて求めてきたとおり、具体的な裁判規範性  
を有し、行政救済の仕組みを伴う実体法体系としての差別禁止法を制定すること、国内モニタリン  
グ機関を政府から独立した内閣府の外局として設置し、救済機能を有する恒常的な組織とすること  
など、障がいのある人の基本的人権を保障するシステムの基本的枠組みを構築することを強く求め  
るものである。

2009年(平成21年)3月13日



## 明日香のたまてばこ

今日は。春ですなー。一時期暖かく、このまま温かくなるのかと思いきや、この所結構寒くて冬に逆戻りです。気温変動に弱い私には、かなり辛い状況が続いています。今月は特に忙しく、月末はどうなっているのだろうか?とても心配だったので、何とか元気で乗り越えられました。スキーから帰ってきて、いまいち疲れが取れていませんがー。

3/19~3/22、三泊で毎年恒例のBECSスキーへ行ってきました。雪があるのか???と心配していたのが、今更で一番雪がありました。的中し、今更で一番雪がありました。そして、何とかスキーは滑れたんですけど。出発日、とても良い天気。今更でスキーへ行くとは思えない暖かさ。これで本当に雪あるのか???と、今年は19日朝から参加できる女性が少ない、私としてはとても不安な出発でした。

現地に着き、雪が少ない事にビックリ!!道路にはほとんどなく、畑にも影の所にちよつとだけ残っているだけ。ここまでないとは……これですスキー場は一体どうなっているのか?

鈴木明日香

明日香のたまてばこ

3/19~3/22、三泊で毎年恒例のBECSスキーへ行ってきました。雪があるのか???と心配していたのが、今更で一番雪がありました。的中し、今更で一番雪がありました。そして、何とかスキーは滑れたんですけど。出発日、とても良い天気。今更でスキーへ行くとは思えない暖かさ。これで本当に雪あるのか???と、今年は19日朝から参加できる女性が少ない、私としてはとても不安な出発でした。

現地に着き、雪が少ない事にビックリ!!道路にはほとんどなく、畑にも影の所にちよつとだけ残っているだけ。ここまでないとは……これですスキー場は一体どうなっているのか?

### 編集後記

■編集後記

昨年度から、まんぼうなどの滞在型支援を利用される方が増えて、サポートセンターロンド内が混み合うようになってきました。もう少しすっきりしたいね、ということ、センターをリフォームしました。和室には真っ白な収納棚ができました。第1事務所として使っていた所は、リビング風に(といきたいところでしたが、なかなか片づかない)、引き戸もつけました。これで、冷暖房の省エネも目指します。そして、第1事務所のごちゃごちゃは、第2事務所の上のアパートを借りて、お引越しとなりました。でもこれがなかなか大変。何せ、8年分の書類がそのままつかずという引き出しもあり、何でこんなものが取ってあったのという驚きの再会も。私はいえ、片づけ途中でしばしば、手が止まればかり。懐かしい写真に見入ったり、7年前の記録を捨てないでと死守したり。ああ、本当に10年やってきたんだと、呆然とすることも。少しは、すっきりしたロンドに、ぜひお茶でもしにいらして下さい。えっ? (でもみんなのバタバタは変わらないでしょ...) 確かに。(ハ)

## 療ね事務局便り

次回の事務局会議は、3月18日(水)です

今月から、療育ねつとわーく川崎事務局よりという表題で会員の皆さんにお伝えしたいこと、提案したいことお知らせしていくことになりました。難しいことよりは、出来るだけ単純明快な疑問やイベントの提案を中心に行こうと思っています。

記念すべき第一弾はドーン!と行きたいのですが・・・と、療ね事務局ってどんな人たちが集まって話合っているの? 得体的な知らない集団”というイメージがあるかもしれないので、最初は、事務局の自己紹介をQ&Aでしてみたいと思います。

- ①事務局はどんな人たちが集まっているの?  
会員なら誰でも参加できます。会議を継続するために、召集やまとめなどのお手伝いとして職員が「事務局長」として関わっています。
- ②会員のためだけの活動をしているのですか?  
障害のある当事者や、そのご家族、支援者のための活動や学習会を中心に話し合っています。定例の活動としては、「夏の家」、「学習会」の実施、ダンスイベント「人」の共催協力があります。会員(療育ねつと)の活動だけでは補えないことが多いので、他の団体との連携(豊かな地域療育を考える連絡会など)で活動を広げる事も行っています。
- ③事務局をのぞいてみたいけど...  
大歓迎です。基本は毎月第3水曜日にサポートセンターロンドで10時30分~12時30分で行っています。ただし、日程が変更になる事もありますので、事前にご連絡を頂いた方が良いでしょう。是非のぞきにきて下さい。

④参加したら必ず何か役割をしなくては行けないの?  
いえ、事務局員以外は特に役を決めていません。「学習会」や「夏の家」、「人」の準備のお手伝いをお願いします。

### 第9回療育ねつとわーく川崎の総会を開きます

6月25日(木) 10時30分~12時30分  
場所 エポック中原

サポートセンターロンドは、今年で10年目を迎えます。毎日の生活に苦勞されている本人と家族のために、私たちも何か手伝えないと、始めたのがロンドです。その時その時の当事者や家族の方の思いやねがいを聞く中で、「できることはやってみましょう」の積み重ねでここまでできました。10年目を迎えて、今までの活動を振り返り、今後どのような活動をしていったらいいのか、当事者・家族・支援者・関係者が、検討する場としたいと思います。皆さん、ぜひご参加ください。

# サポートセンターロンド2009

## 相談（生活・サポート・制度について何でも）

担当者・・・小塚 宇野・杉田・山縣・谷  
身近な相談者として、どうぞ気軽にご連絡下さい。療育センター・児童相談所・福祉事務所・生活支援センターなどの相談機関に連絡を取り、関係機関とのケア会議を開いて、相談をサポートします。

## 自立支援法による支援

利用するには・・・申請と契約が必要です。  
利用者→保健福祉センターに申請→受給者証→契約→ヘルパー派遣  
障害程度によって、利用できる内容や時間が異なります。  
コーディネーター・・・白井・宇野・遠藤・小塚・杉田・谷・福田・崎健・山崎徹

## 自立支援法介護給付

居宅介護・・・障害手帳があれば、誰でも利用できます。  
身体介護・・・入浴・食事・着替え・体位交換など  
家事支援・・・食事づくり・洗濯・掃除など  
通院介護・・・病院やリハビリなどの通院  
行動援護・・・行動障害のある方の外出支援  
重度訪問介護・・・18歳以上（児童相談所長の決定があれば15歳から）身体介護・見守り、外出など総合的なサポート。



## 地域生活支援事業（外出系支援）

移動支援・・・冠婚葬祭や通院、公的な機関への外出など  
ふれあいガイド・・・余暇活動などの外出。  
あんしんサポート・・・家庭での見守りなど。1日3時間程度\*突発利用も可  
通学・通所サポート・・・登下校のサポート。スクールバスまでの付き添いも可能に

## まんぼう・・・幼児の療育支援

2歳～6歳で障害があり幼稚園や保育園に通えない子どもたちの集団での療育や遊びの場  
開催日 月～金の毎日 10時～13時（昼食あり）  
担当者・・・桑原・佐藤 コーディネーター・・・小塚  
6月から、児童デイサービスになる予定

## まんぼう・・・小学生の放課後支援

障害のある小学生で、わくわくに通えない子どもたちのための放課後の遊び場  
開催日 月～金の毎日 14時～17時（おやつあり）  
担当者・・・小笠原・西端 コーディネーター・・・谷  
制度名・・・日中一時支援（障害児一時預かり）

## 川崎市タイムケアモデル事業・・・中学生・高校生の放課後支援

長尾（月・水・金）・三田（火・木・土）  
放課後～18時 土・長期休暇中10～18時  
担当者・・・佐藤伸吾（三田） 有山（長尾） コーディネーター遠藤  
\*まんぼうやタイムケアが利用できない人のために（成人も含む）日中一時支援(障害児者一時預かり)を利用したサポートもあります。

## 送迎（福祉有償運送）

障害者手帳か医師の診断書をお持ちの方で、療育ねっとわーく川崎の会員の方。公共交通機関や福祉キャブなどの利用ができない場合にご相談ください。  
担当者 山崎徹

## 緊急に支援が必要な時には

フリーサポートサービス（制度利用の出来ない場合）  
\*あんしんサポートも月5時間は利用が可能になりました。  
\*サポートセンターロンド内でサポートする場合は、日中一時支援も利用できます。



2009年4月から 自立支援法の報酬改定があります。

厚生労働省は、2009年4月1日から、自立支援法の報酬単価の引き上げを行いました。

自立支援法による介護報酬単価の引き下げによって、事業者は運営の厳しさを迫られ、介護職員の年収は一般企業に比べて低く、中でもヘルパーは常勤職でも平均年収250万円程度、他の介護職よりも11万円低いという調査結果がでています。その結果、若者が介護の現場で働くことに希望がもてなくなる状況を作り出していました。

今回の報酬改定は、①良質な人材の確保、②サービス提供事業者の経

営基盤の安定、③サービスの質の向上、④地域生活の基盤の充実、⑤中山間地域等への配慮、⑥新体系への移行の6つの視点に立っておこなわれます。

一方で、現在、実施している利用者負担の軽減措置については、平成21年4月以降も継続して実施することとし、平成21年7月より、軽減措置を適用するために設けている「資産要件」の廃止も行われます。介護報酬単価の引き上げは、利用者の負担増には、影響することはないといわれています。

サポートセンターロンドに関する介護報酬単価も改定されます。

居宅介護の内、身体介護は短時間の訪問について評価され、家事援助は基本報酬の見直しがおこなわれます。重度訪問介護は、今まで1時間刻みの利用でしたが、30分刻みに変更されます。行動援護は、利用の状況を踏まえて、4時間30分までだった報酬設定を7時間30分までに変更されます。また、この改定の中で、緊急対応

加算がつくことになりました。ヘルパーの派遣を家族の要請を受けて、計画変更で緊急に行った場合に加算がつきます。今まで、計画通りにといわれ、緊急な対応が認められてきませんでした。少しは実情がわかってもらえたようです。また、初回時の訪問に対しても加算などがつけられることになりました。

\*サポートセンターロンドでも、自立支援法以降の収入の大幅減により、職員・ヘルパー給与の引き下げを行わざるをえませんでした。それでも、ほとんどのヘルパーが、やめることなく、がんばってサポートを続けてきました。7年を超えるベテランになっても時給を上げることができませんでした。

今回の改定が、どのくらい収入のアップにつながるか、状況がわかり次第、ヘルパーの給与引き上げを検討していきたいと思っています。ただし、サポートセンターロンドのヘルパー派遣の半分は、川崎市の地域生活支援事業によるものです。こちらの報酬改定はありませんので、全体では、国のいう介護報酬五・一%

アップとはほど遠い内容になりそうです。

川崎市からお知らせがありました。

①移動支援事業のサービス提供に係る拳証資料の確保が簡素化されます（\*ふれあいガイドは、今まで同様拳証資料へ外出先を示す領収書・写真など）が必要ですが。

②あんしんサポートの突発的な利用ができるようになります

保護者の急な疾病や冠婚葬祭等による突発的な見守り支援のニーズに対して当該障害児者の家族による対応ができない場合に、1ヶ月あたり5時間の突発的ニーズに対応した予備的な支給がされます。

### ○留意事項

・疾病状況を証明する診断書等の提出は必要ありません。  
・あんしんサポートの継続的な利用を行っていない方も利用できます。